

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として捉え、内部留保の積み上げ、不良債権の処理および業務の効率化等に取り組みました。この結果、2026年3月末における自己資本比率は、13.97%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	25,548百万円（前年度25,548百万円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	14,660百万円（前年度14,660百万円）

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより、自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理要領を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法により自己資本比率を算出し、モニタリングの実施に加え、自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し対応する体制を構築しています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これらに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	87,761	88,751
うち、出資金及び資本準備金の額	40,208	40,208
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	49,518	50,720
うち、外部流出予定額（△）	1,965	2,178
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,682	4,762
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,682	4,762
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	92,444	93,513
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	17	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	12
繰延税金資産（時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	17	12
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	92,426	93,501
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	642,283	659,195
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,441	10,005
資本フロア調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	652,725	669,201
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.16%	13.97%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		2024年度			2025年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		2,657	—	—	2,162	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		128,924	—	—	115,129	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		324	—	—	163	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		34,897	—	—	27,186	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		199	39	1	200	40	1
国際開発銀行向け		1,123	—	—	1,127	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		2,950	295	11	2,736	273	10
地方三公社向け		483	96	3	395	79	3
金融機関、第 種金融商品取引業者及び保険会社向け		818,059	167,587	6,703	823,038	168,216	6,728
（うち第 種金融商品取引業者及び保険会社向け）		21,551	6,415	256	26,392	7,907	316
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		309,909	130,454	5,218	322,707	134,863	5,394
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		1,846	1,545	61	2,227	1,860	74
（うちトランザクター向け）		0	0	0	0	0	0
不動産関連向け		9	2	0	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）		9	2	0	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		5,824	5,824	232	2,708	3,386	135
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		4,900	81	3	3,829	69	2
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
取立未済手形		3	0	0	3	0	0
信用保証協会等による保証付		365	35	1	351	34	1
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		5,352	5,352	214	5,370	6,982	279
上記以外		95,245	228,450	9,138	92,314	222,847	8,913
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		84,404	211,012	8,440	84,404	211,012	8,440
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		2,000	5,000	200	1,285	3,214	128
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）		7,196	10,794	431	3,995	5,993	239
（うち上記以外のエクスポージャー）		1,643	1,643	65	2,627	2,627	105

		2024年度			2025年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	証券化	9,995	1,997	79	8,200	1,639	65
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	9,995	1,997	79	8,200	1,639	65
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	211,905	100,517	4,020	204,617	118,902	4,756
	（うちルックスルー方式）	211,905	100,517	4,020	204,617	118,902	4,756
	（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,634,978	642,283	25,691	1,614,471	659,195	26,367
	CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		1,634,978	642,283	25,691	1,614,471	659,195	26,367
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要 自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要 自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		10,441		417	10,005		400
所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）計		所要 自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要 自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		652,725		26,109	669,201		26,768

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,441	10,005
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	417	400
BI	6,961	6,670
BIC	835	800

- （注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

○信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、リスクマネジメント基本方針等を定めて適切に管理しています。

（信用リスク管理に関する規程類）

- ・リスクマネジメント基本方針
- ・リスク管理規程
- ・リスク管理要領
- ・信用リスク管理要領
- ・信用リスク管理手続

（信用リスクにかかる管理手法）

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、業種別、規模別および格付別のそれぞれのポートフォリオについて、融資残高および融資シェア等を算出し、年度および四半期毎にその推移を対比することで当会の与信ポートフォリオを管理しています。

市場関連の信用リスク管理については、発行体の格付動向・株価動向・財務状況等に留意し、金融機関取引の与信限度額、社債、買入金銭債権、外国証券の取得限度額等を設定のうえ管理しています。

また、常勤理事、リスク統括部長および関係部署長で構成するリスク管理委員会を原則として毎月開催し、当会が保有するリスク量、リスク内容および対応方針を決定しています。

○当会における貸倒引当金の計上は「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

- ・ 般貸倒引当金

自己査定の結果、正常先および要注意先（要管理先、その他の要注意先）に区分した債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失額に相当する額を 般貸倒引当金として計上しています。ただし、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

- ・ 個別貸倒引当金

自己査定の結果、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に区分した債権について、将来損失が発生する可能性の高いⅢ分類の額および回収不可能と判断したⅣ分類の額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出する掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		2024年度					2025年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	1,371,661	213,134	284,699	—	4,900	1,364,183	229,756	270,394	—	3,829
	外	41,415	—	41,415	—	—	37,470	—	37,470	—	—
地域別残高計		1,413,077	213,134	326,115	—	4,900	1,401,654	229,756	307,865	—	3,829
法人	農業	1,194	1,194	—	—	314	1,348	1,348	—	—	288
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	82,445	35,713	44,726	—	—	91,706	42,222	47,453	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	35,131	18,194	16,308	—	—	36,226	19,987	15,610	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,298	4,267	10,015	—	—	12,030	4,305	7,709	—	—
	運輸・通信業	21,543	7,523	13,872	—	—	20,099	7,400	12,569	—	—
	金融・保険業	922,302	78,876	65,610	—	—	917,161	82,705	66,217	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	77,567	58,564	18,515	—	4,310	86,735	63,219	23,028	—	3,527
	日本国政府・地方公共団体	163,822	7,081	156,740	—	—	142,315	7,203	135,112	—	—
	上記以外	87,848	1,096	324	—	261	87,357	765	163	—	—
	個人	623	623	—	—	13	596	596	—	—	13
	その他	6,301	—	—	—	—	6,075	—	—	—	—
業種別残高計		1,413,077	213,134	326,115	—	4,900	1,401,654	229,756	307,865	—	3,829
残存期間別	1年以下	896,090	85,593	33,734	—		906,673	91,475	47,020	—	
	1年超3年以下	101,862	40,613	60,246	—		110,468	44,102	66,365	—	
	3年超5年以下	115,888	46,075	69,812	—		126,054	49,213	76,840	—	
	5年超7年以下	60,157	15,984	44,172	—		47,112	17,808	29,304	—	
	7年超10年以下	45,936	15,851	30,085	—		48,168	20,601	27,567	—	
	10年超	96,787	8,724	88,063	—		67,294	6,528	60,766	—	
	期限の定めのないもの	96,354	292	—	—		95,881	26	—	—	
残存期間別残高計		1,413,077	213,134	326,115	—		1,401,654	229,756	307,865	—	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2)貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	2024年度					2025年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
般貸倒引当金	178	7	—	178	7	7	28	—	7	28
個別貸倒引当金	3,644	3,566	3	3,641	3,566	3,566	2,789	216	3,349	2,789

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		2024年度						2025年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	貸倒引当金					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		3,644	3,566	3	3,641	3,566		3,566	2,789	216	3,349	2,789	
国 外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		3,644	3,566	3	3,641	3,566		3,566	2,789	216	3,349	2,789	
法人	農業	301	306	－	301	306	－	306	290	－	306	290	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	3,063	2,984	－	3,063	2,984	－	2,984	2,485	－	2,984	2,485	－
上記以外		261	261	－	261	261	－	261	－	216	45	－	216
個 人		17	13	3	13	13	3	13	13	－	13	13	－
業種別計		3,644	3,566	3	3,641	3,566	3	3,566	2,789	216	3,349	2,789	216

(注) 般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	2024年度						2025年度					
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	—	A	B	C	D	E	F (=E/ (C+D))	A	B	C	D	E	F (=E/ (C+D))
現金	0	2,657	—	2,657	—	—	0	2,162	—	2,162	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	128,924	—	128,924	—	—	0	115,129	—	115,129	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	324	—	324	—	—	0	163	—	163	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	34,897	—	34,897	—	—	0	27,186	—	27,186	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	199	—	199	—	39	20	200	—	200	—	40	20
国際開発銀行向け	0~150	1,123	—	1,123	—	—	0	1,127	—	1,127	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	2,950	—	2,950	—	295	10	2,736	—	2,736	—	273	10
地方三公社向け	20	483	—	483	—	96	20	395	—	395	—	79	20
金融機関、第 種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20~150	801,928	34,401	801,604	16,131	167,587	20	802,574	38,733	798,645	20,463	168,216	21
（うち第 種金融商品取引業者及び保 険会社向け）	20~150	7,510	14,041	7,510	14,041	6,415	30	8,013	18,379	8,013	18,379	7,907	30
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	275,198	46,403	275,099	34,710	130,454	42	290,691	43,336	290,597	32,015	134,863	42
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,262	593	1,243	583	1,545	85	1,616	609	1,599	600	1,860	85
（うちトラザクター向け）	45	—	8	—	0	0	—	—	7	—	0	0	—
不動産関連向け	20~150	9	—	9	—	2	22	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	9	—	9	—	2	22	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	5,824	—	5,824	—	5,824	100	2,708	—	2,708	—	3,386	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	1,293	208	572	39	81	13	1,024	176	493	26	69	13
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	3	—	3	—	0	0	3	—	3	—	0	0
信用保証協会等による保証付	0~10	365	—	359	—	35	10	351	—	347	—	34	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	5,352	—	5,352	—	5,352	100	5,370	—	5,370	—	6,982	130
上記以外	100~1250	95,245	—	95,245	—	228,450	240	92,314	—	92,314	—	222,847	241
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー）	250	84,404	—	84,404	—	211,012	250	84,404	—	84,404	—	211,012	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	250	2,000	—	2,000	—	5,000	250	1,285	—	1,285	—	3,214	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達 手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に係るエクスポージャー）	150	7,196	—	7,196	—	10,794	150	3,995	—	3,995	—	5,993	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	1,643	—	1,643	—	1,643	100	2,627	—	2,627	—	2,627	100
証券化	—	9,995	—	9,995	—	1,997	20	8,200	—	8,200	—	1,639	20
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	9,995	—	9,995	—	1,997	20	8,200	—	8,200	—	1,639	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	211,905	—	211,905	—	100,517	47	204,617	—	204,617	—	118,902	58
未決済取引	—					—						—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったもの の額（△）	—					—						—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					642,283						659,195	

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	2024年度									2025年度																
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																
	0%	20%	50%	100%	150%	その他			合計	0%	20%	50%	100%	150%	その他			合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	128,924	—	—	—	—	—	—	—	—	128,924	115,129	—	—	—	—	—	—	115,129								
外国の中央政府及び中央銀行向け	324	—	—	—	—	—	—	—	—	324	163	—	—	—	—	—	—	163								
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計						
我が国の地方公共団体向け	34,897	—	—	—	—	—	—			34,897	27,186	—	—	—	—	—	—	—			27,186					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	199	—	—	—	—			199	—	—	200	—	—	—	—	—			200					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—			—					
我が国の政府関係機関向け	—	2,950	—	—	—	—	—			2,950	—	2,736	—	—	—	—	—	—			2,736					
地方三公社向け	—	—	483	—	—	—	—			483	—	—	395	—	—	—	—	0			395					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計						
国際開発銀行向け	1,123	—	—	—	—	—	—			1,123	1,127	—	—	—	—	—	—	—			1,127					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他			合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他			合計				
金融機関、第 種金融商品取引業者及び保険会社向け	779,130	37,603	200	800	—	—	—	0			817,735	777,361	40,546	200	1,001	—	—	—	—			819,109				
（うち、第 種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,101	20,149	—	300	—	—	—	—			21,551	1,101	24,789	—	500	—	—	—	—			26,392				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他			合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他			合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—			—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他			合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他			合計		
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	75,813	154,059	21,047	—	—	20,796	—	—	38,093			309,810	87,131	155,686	21,567	—	—	21,343	—	—	36,884			322,613		
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			—		
	100%	150%		250%		400%		その他			合計	100%	150%		250%		400%		その他			合計				
劣後債権及びその他資本性証券等株式等	—	5,824		—		—		—			5,824	2,708		—		—		—			2,708					
	—	—		5,352		—		—			5,352	—		5,370		—		—			5,370					
	45%		75%		100%		その他			合計	45%		75%		100%		その他			合計						
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	158		375		1,292			1,826			0	175		367		1,656			2,200						
（うちトランザクター向け）	0	—		—		—			0			0	—		—		—			0						
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%	90%		110%		112.50%		150%		その他			合計	70%	90%		110%		112.50%		150%		その他			合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—		—		—		—			—			—	—		—		—			—			—	
	60%			その他				合計			60%			その他				合計								
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—			—				—			—			—			—				—					
	100%		150%		その他			合計			100%		150%			その他			合計							
不動産関連向け うちADC向け	—		—		—			—			—		—			—			—							
	50%		100%		150%		その他			合計			50%		100%		150%		その他			合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	45		—		1		565			612			25		6		0		486			519				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—		—		—		—			—			—		—		—		—			—				
	0%	10%	20%	100%		その他			合計	0%	10%	20%	100%		その他			合計								
現金	2,657	—		—		—			2,657	2,162	—		—		—			2,162								
取立未済手形	—	—		3		—			3	—	—		3		—			3								
信用保証協会等による保証付	—	359		—		—			359	—	347		—		—			347								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—		—		—			—	—	—		—		—			—								

(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	2024年度				2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1,055,073	68,073	72%	1,103,195	1,045,578	69,701	73%	1,091,918
40%～70%	154,867	714	57%	155,107	156,687	682	55%	156,913
75%	21,053	155	98%	21,206	21,572	172	99%	21,742
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	1,039	201	100%	1,236	1,404	201	100%	1,601
90%～100%	19,589	12,459	13%	21,171	20,120	12,096	14%	21,717
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	5,824	1	100%	5,826	2,708	0	100%	2,709
250%	5,352	—	—	5,352	5,370	—	—	5,370
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	0	23%	0	0	1	30%	0
合計	1,262,801	81,606	63%	1,313,096	1,253,443	82,856	64%	1,301,974

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポーチャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポーチャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポーチャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポーチャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポーチャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポーチャーの額

(単位：百万円)

	2024年度			2025年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	32,546	5,420	—	29,967	6,916	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	55	0	—	55	0	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	565	—	—	486	—
自己居住用不動産等向けエクスポーチャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	301	—	—	301	—
合 計	32,601	6,288	—	30,022	7,704	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、リスク分散戦略におけるALM（資産負債管理）の環として派生商品取引を活用し、そのリスク限度額（利用限度額）を年度ごと、取引ごとに定め十全なリスク管理を実施しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

なお、当会は、長期決済期間取引は行っていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

該当する取引はありません。

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同様の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

- (注) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、余裕金運用規程に定める格付会社の格付けに基づき当該社債・買入金銭債権の与信限度額を年度ごとにリスク管理要領で定めるとともに、当該貸出金についても与信限度額を定め、取得・管理しています。

◇体制の整備およびその運用状況の概要

○投資の決定

資金証券部または営業部が分析等を行ったうえで投資案を起案し、リスク統括部がこれを審査しています。

○期中管理

リスク統括部がモニタリングを実施し、当該結果をレビューするとともにリスク管理委員会に報告しています。

○方針の見直し

モニタリングおよびレビューの結果、信用の劣化が見込まれる場合等には、資金証券部または営業部は継続保有や処分等の今後の対応について検討を行っています。

◇信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当はありません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

- a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		2024年度		2025年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	3,996	—	3,504	—
	自動車ローン	3,915	—	3,227	—
	その他	2,084	—	1,468	—
	合 計	9,995	—	8,200	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

2024年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	9,995	79	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	9,995	79	合 計	—	—
オフバランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

2025年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	8,200	65	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	8,200	65	合 計	—	—
オフバランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

- c 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。
- d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無

無

6. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

◇当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

部署ごとに法令・手続きの順守状況、事務処理の適否について自主点検を実施して整備改善を図り、また内容により適時リスク管理委員会等で対応を協議し、オペレーショナル・リスクを管理しています。

○事務リスク管理

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェック、内部検査により管理しています。

○システムリスク管理

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備等内部統制強化に努めています。

○法務リスク管理

「コンプライアンスマニュアル」を定めて全役職員に周知徹底するとともに、経営・業務上の法的問題に対しては、顧問弁護士等との適切な連携による法的検討を行い、法務リスクの極小化を図っています。

○風評（レピュテーション）リスク管理

原因の分析と適切な対応策の検討を、関係部署や関係諸団体と連携し迅速・的確に対応しています。

◇B I の算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）およびF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S CおよびF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有 無

該当はありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無

該当はありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。当会で保有する出資等または株式等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されるものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続きの概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定のリスク管理については、信用供与の限度額管理を行うとともに、毎期外部出資先の経営状況を把握し、査定を行っています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	7,777	7,777	11,087	11,087
非上場	86,428	86,428	86,428	86,428
合計	94,205	94,205	97,515	97,515

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

2024年度			2025年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	2	—	44	1	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

2024年度		2025年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
4,674	1	7,966	1

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	211,905	204,617
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続きについては、以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会およびALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

四半期末（6月末、9月末、12月末、3月末）を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

分散投資によるリスク削減を基本としています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
 定的前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
 内部モデルは使用していません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、国債等の売却による残高減少および受益証券（ベアファンド）の追加保有に伴うリスク削減効果によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 該当はありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
 リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
 該当ありません。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	22,223	25,495	3,162	3,196
2	下方パラレルシフト	—	—	71	34
3	スティープ化	17,775	20,647		
4	フラット化	8,286	8,068		
5	短期金利上昇	9,947	8,292		
6	短期金利低下	8,291	8,062		
7	最大値	22,223	25,495	3,162	3,196
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	93,501		92,426	

- （注）1. 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。